

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ：海南自由貿易港の税制優遇について

1. 海南自由貿易港の設立

海南は「海のシルクロード」の重要な駅として、昔から中国から世界への重要な貿易港に位置付けられています。「一帯一路」の進展により、海南は再び国際貿易の「中枢」になりました。

中国政府は自由かつ便利な貿易港を作るため、「海南自由貿易港の建設全体プラン」を公表し、更に企業所得税（「財税(2020)31号」）及び個人所得税（「財税(2020)32号」）の税制優遇措置を発表しました。

2. 企業所得税及び個人所得税の優遇措置（香港との比較）

	海南自由貿易港	中国香港
企業所得税	<p>1、海南自由貿易港に登録され一定の企業¹に対し、15%の税率で課税。</p> <p>2、海南自由貿易港に設立された観光業、現代サービス業、ハイテク産業の企業が2025年までに新規対外直接投資²で得た所得³に対しては、企業所得税を免除。</p>	<p>1、法人事業主に対しては、利益のうち200万香港ドルまでは8.25%の税率、200万香港ドルを超える利益については、16.5%の税率で課税。</p> <p>2、その他の事業主に対しては、200万香港ドルまでは7.5%の税率、200万香港ドルを超える部分は15%の税率にて課税。</p>
個人所得税	<p>1、海南自由貿易港で働く高度人材と不足する人材に対し、個人所得税での実際税負担が15%を超えた部分の免税。</p> <p>2、1納税年度内に海南自由貿易港での居住日数が183日以上の方が港内で得た包括的な収入⁴と経営収入に対し、3%、10%、15%の3段階の超過累進税率での課税。</p>	標準税率 15% と 2%~17% の累進税率のいずれかの選択適用。

3. 新制度と「ゼロ関税」

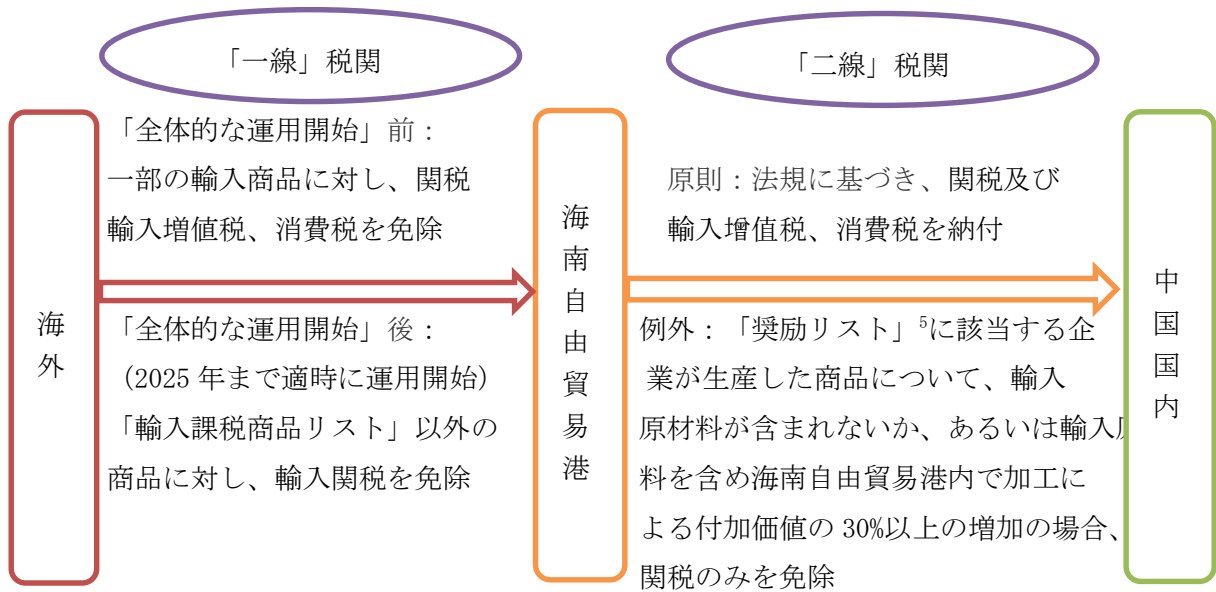
中国政府は国際貿易をより自由かつ円滑に進めるため、以下の制度を発表しました。

¹ 海南自由貿易港において、生産、運営、人事、経理、資産の実質的管理等が行われ（実質的運営要件）、所定の奨励産業リストに属する産業を主たる事業とし（奨励業種要件）、その事業収入が全体事業収入の60%以上を占める必要があります。

² 新設された海外支店、あるいは、20%以上を保有する海外子会社が実行する新規直接投資を指しません。

³ 海外支店の営業利益、あるいは、海外子会社からの配当収入を指します。

⁴ 給与手当、その他労働報酬、執筆報酬 及び特許権使用料等が含まれます。



お見逃しなく！

今回新しく発表された海南自由貿易港の税制優遇政策は、香港等の自由貿易港と比較しても、次の様に、その優位性が明白になるでしょう。

- 1、例えば、日本の投資家あるいは大手企業はハイテク関連企業を設立し、中国国内外の高度人材を雇用し、実質的運営すれば、15%の企業所得税税率の適用を受けることができます。さらに、雇用された高度人材にも実際税負担が**15%**を超えた部分については、個人所得税が免除されます。
- 2、親会社あるいは日本国内の取引先から「輸入課税商品リスト」以外の原材料を輸入し、企業の工場加工し、商品の付加価値を30%以上増加させ、中国国内に販売すれば、これらの一連の商流に対する関税はゼロです。
- 3、海南自由貿易港に設立した会社を拠点とし、東南アジア（ベトナム等）の諸国に直接投資を行えば投資収益に対する企業所得税が免除されます。

したがって、低い税率を享受しながら、中国市場はもちろん、他の地域にも相対的に低いコストで進出することができます。

⁵ 産業構造ガイダンス（2019年版）、奨励外商投資産業カタログ（2019年版）及び、その他の追加的な奨励産業リストに規定されます。